

事務連絡
令和3年8月12日

関係各位

環境政策課

建築物石綿含有建材調査者による事前調査の義務化について

日頃より、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年6月5日に公布された改正大気汚染防止法（令和3年4月1日施行）において、令和5年10月1日から建築物の解体等を行う際、建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務化されます。

当該制度の適切な運用において、建築物石綿含有建材調査者の育成及び事業者に向けて制度の周知が急務となっており、今般、環境省が周知用のチラシを作成したので、お知らせします（愛媛県掲載ページ(<https://www.pref.ehime.jp/kankyou/khp/theme/bushitsu/taiki/index.html>))。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

担当
環境政策課大気・環境評価係 西田
Tel 089-912-2347
Fax 089-912-2344